

## 3月12日「斜面地条例」改正案が市議会で 審議開始。多くの方が傍聴を。

午前10時～ 市議会まちづくり委員会 602会議室 5階傍聴者控え室集合

ご存じのように荒川建設がマンション建設予定地の山側隣接地、王禅寺側の尾根道にポールを立て外壁パネルで囲う作業を強行。15日には上麻生側の斜面地下の土地にもフェンス張り、住民の通行をできなくしています。これは法的にいても権利の乱用（民法一条三項）であり、住民の通行地役権を侵害する違法行為です。

18日には、市役所まちづくり調整課 開発審査課 道路公園センターに対し、荒川建設の行為に対して行政として断固たる指導するよう要求しました。さらに、3月5日には麻生区道路公園センターで、道路問題について対応をただすと驚くべき事実が明らかになりました。道路公園センターは2月6日（請願審査の日）に荒川建設と再協議を開始し、27日には「承認」していました。請願審査の当日はそのことを明らかにしませんでした。これは、住民と市議会をないがしろにした許しがたい行為です。住民の批判に道路公園センター側は「私たちは法に則り…」というのみ。ただし、上麻生側の斜面地下の側溝路は市のものであり、通行は可能という返答を得ました。

\* 情報 \* 日光台自治会(藤村寛会長)の対応

外壁パネルを撤去して自動車の往来の妨げを解消しない場合、地役権に基づく妨害排除請求及び不法行為に基づく損害賠償請求等の法的措置も辞さない構えです。「守る会」としても応援したいと思います。

こうした状況を踏まえ、当面以下の点で協力をお願いします。

- 1 3月12日のまちづくり委員会の傍聴に参加ください。条例改正審議ですが、荒川建設の暴挙もとりあげられることは避けられないでしょう。
- 2 3月17日(日)午後1時半から住民集会(柿生地区会館)を開催

守る会として統一スローガンのノボリを掲げます。開発地をぐるりと取り巻き、地域住民の確固たる意志を示すノボリ・横断幕など世論へのアピールは最も効果があります。住民集会で意思統一をして実践します。皆さんからも案を募集します。

新事務局としても住民の皆さんの声に耳を傾け、一緒に頑張っていきたいと思えます。至らないことや、何かお気づきのことがあれば遠慮なく声をかけてください。

2013年3月8日 王禅寺・上麻生の住環境を守る会